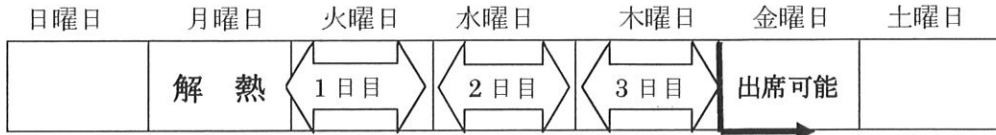


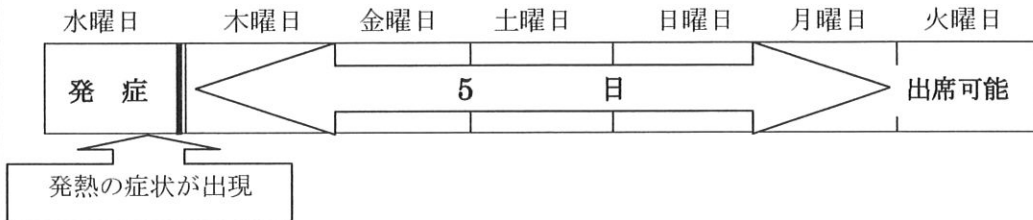
※出席停止の日数の数え方について

日数の数え方は、その現象が見られた日は算定せず、その翌日を第1日とします。
 「解熱した後3日を経過するまで」の場合、例えば、解熱を確認した日が月曜日であった場合には、その日は日数には数えず、火曜（1日）、水曜（2日）、木曜（3日）の3日間を休み、金曜日から登園許可ということになります（図）。

図 「出席停止期間：解熱した後3日を経過するまで」の考え方



また、インフルエンザにおいて「発症した後5日」の場合の「発症」とは、「発熱」の症状が現れたことを指します。日数を数える際は、発症した日（発熱が始まった日）は含まず、翌日を第1日と数えます。



北阪保育園長殿

平成 年 月 日

登園許可書

患者氏名 _____

医師 _____

印



上記のもの、下記の病名により加療中のところ、診断の結果

_____ 月 _____ 日より登園してもよいと認めます。

- インフルエンザ ・ 麻疹 ・ 風疹 ・ 流行性耳下腺炎 ・ 水痘
 流行性角結膜炎 ・ 出血性結膜炎 ・ プール熱 ・ 伝染性赤はん ・ 百日咳
 その他(_____)

(プール入水許可 _____ 月 _____ 日)